

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条の規程に基づき、会員が納入すべき入会金および会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 正会員、運営会員および賛助会員として入会しようとする者は、入会金を当協会に納入するものとする。

2 正会員および運営会員の入会金は100,000円とする。

3 賛助会員の入会金は免除されるものとする。

(会費)

第3条 正会員、運営会員および賛助会員は会費を当協会に納入するものとする。

2 正会員および運営会員の会費(年額)は100,000円とする。

3 賛助会員の会費は免除されるものとする。

4 正会員および運営会員の入会年度の会費は免除されるものとする。

(会費の納入)

第4条 会費は、当協会の請求に基づき、納入しなければならない。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は、社員総会の決議による。

附則

この規程は、2009年10月16日から施行する。